

【新旧対照表】利用規約

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
<p>第3条（利用者について）</p> <p>1. <u>未成年</u>の個人が本サービスを利用するにあたり、保護者等の同意書並びに保護者等の本人確認書類が必要となります。なお、16歳未満の方は本サービスを利用することができません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第10条（金銭の入金及び出金並びに暗号資産の入庫及び出庫）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8. 利用者の本口座からの暗号資産の出庫は、利用者が暗号資産の送付先のアドレス（利用者間振込においてはメールアドレスとなります。以下同じです。）を指定し、当該アドレス及び出庫する暗号資産の数量並びに暗号資産送付に係る所定の事項（受取人の氏名（法人にあっては名称）・住所、送付目的、<u>受取人のために暗号資産の送付を受ける暗号資産交換業者の名称を含みませんがこれに限りません。以下、「移転関連情報」といいます。</u>）を当社に通知する方法によって行うものとします。<u>利用者は、当該通知に際しては、以下の事項に同意するものとします。</u></p> <p>① <u>当社が利用者から通知を受けた移転関連情報及び送付依頼人たる利用者の情報について、FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）の勧告等に基づく国際的要請に応え策定された一般社団法人日本暗号資産取引業協会の自主規制規則に則り、</u></p>	<p>第3条（利用者について）</p> <p>1. 20歳未満の個人が本サービスを利用するにあたり、保護者等の同意書並びに保護者等の本人確認書類が必要となります。なお、16歳未満の方は本サービスを利用することができません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第10条（金銭の入金及び出金並びに暗号資産の入庫及び出庫）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>8. 利用者の本口座からの暗号資産の出庫は、利用者が暗号資産の送付先のアドレス（利用者間振込においてはメールアドレスとなります。以下同じです。）を指定し、当該アドレス及び出庫する暗号資産の数量を当社に通知する方法によって行うものとします。</p>

<p><u>テロリストその他の犯罪者が自由に暗号資産の移転取引のシステムを利用することを防ぎ、係る利用があった場合その利用を追跡可能とする目的をもって、当該目的の達成に必要な範囲内で、当社が利用及び保存並びに受取人のために暗号資産の送付を受ける暗号資産交換業者に対して通知すること</u></p> <p>② <u>利用者が当社に対して通知する移転関連情報が正確かつ最新のものであることを、利用者自らが保証すること</u></p> <p>③ <u>利用者が個人情報取扱事業者である場合は、移転関連情報を当社に通知することについて、受取人の同意その他法令上必要な手続きを完了していることを、利用者自らが保証すること</u></p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>2021年6月30日改定 施行 2021年7月28日改定 施行 <u>2022年3月28日改定 施行</u></p> <p>以上</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>2021年6月30日改定 施行 2021年7月28日改定 施行</p> <p>以上</p>
--	---

以上